

令和2年10月6日 作成  
令和5年10月16日 改訂

## 監理技術者の専任義務の緩和について（お知らせ）

令和2年10月1日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の改正に伴い監理技術者の専任義務の緩和を次のとおり行います。

### 1 監理技術者の専任義務の緩和

監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を配置する場合、当該監理技術者（特例監理技術者）は、他の監理技術者補佐が配置されている施工現場1件に限り、監理技術者を兼ねることができます。

なお、当該施工現場は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とします。

### 2 監理技術者補佐の要件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。  
※監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。
- (2) 資格審査基準日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過していること。

### 3 監理技術者補佐の資格審査資料の提出

監理技術者補佐を配置する場合には、資格の審査を行いますので、必ず財政局契約第一課に届け出てください。

具体的には、配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）を2枚利用し、1枚目には従前どおり技術者及び現場代理人を記載してください。2枚目は、「1 技術者」欄のみ使用し、役職欄のその他に「監理技術者補佐」と記載の上、監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。

また、第6号様式の提出と併せて、当該監理技術者補佐の資格を証明する書類（建設業法に定める技術検定の合格証明書の写し等）及び雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）もご提出ください。

### 4 適用対象外とするケースについて

工事難易度が高く、監理技術者が兼任することで、品質に影響を及ぼすことが懸念される工事（主にWTO対象工事等）、技術習得を目的とした工事（技術修得型共同企業体対象工事）、配置技術者に技術者実績を要求している工事等で、監理技術者の専任配置の緩和を適用しないことがあります。なお、監理技術者の専任配置の緩和を適用しない場合は、入札公告に記載しますので、必ずご確認ください。

担当：財政局契約第一課  
電話：045-671-2244

## 特例監理技術者の配置に関するQ & A

### 【特例監理技術者について】

Q1 特例監理技術者とはどのような技術者を指しますか？

A1 改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は2つの現場まで兼任することが可能となりました。この場合の監理技術者が「特例監理技術者」です。

Q2 特例監理技術者は同一工事の現場代理人を兼任することができますか？

A2 当該特例監理技術者が他の案件を兼任していない状況ならば、現場代理人としての常駐義務を果たせるため兼任可能です。ただし、特例監理技術者として他の工事を兼任する場合は、従事中の工事及び新たに従事する工事の現場代理人としての常駐義務を果たせなくなるため、いずれの工事にも、現場代理人として別の者を配置する必要があります。

Q3 特例監理技術者を配置して兼任させる場合、必要な書類・手続きは何ですか？

本市工事の落札候補者となり、新たに特例監理技術者を配置する場合は、通常の技術者配置(監理技術者及び現場代理人)にかかる資格審査資料に加え、下記の監理技術者補佐の資格審査資料が必要になります。

(1) 配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式)

第6号様式は2枚使用し、2枚目の技術者欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。<sup>※1</sup>

(2) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類(①主任技術者要件を満たすことを確認できる書類(国家資格等)+②一級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し)<sup>※2</sup>

(3) 配置する監理技術者補佐の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等)

※1 6号様式の具体的な記載方法については別紙記載例をご覧ください。

※2 一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、(2)の資料提出にあたっては、主任技術者要件も満たすことを証明する必要があります。

なお、特例監理技術者は2件まで兼任できますが、2件兼任させる場合、2件目の落札候補者通知日の前日までに、1件目の案件について、監理技術者補佐の配置(監理技術者から特例監理技術者へ変更)手続きを完了している必要があります。

2件目の落札者候補者通知日以降に、1件目で従事中の監理技術者を特例監理技術者に変更しても、2件目の専任緩和の条件を満たさないため、配置できません。

(次ページへ続く)

Q4	横浜市発注工事のうち、特例監理技術者が兼任可能な案件を確認するにはどうすればいいですか？
A4	本市発注工事では、兼任不可とする案件は、入札公告にて監理技術者の専任配置の緩和を適用しない旨の記載があります。記載がない場合は原則兼任可能です。本市以外の発注工事については、各発注機関にお問い合わせください。
Q5	特例監理技術者が、本市発注工事と民間工事を兼任することはできますか？
A5	監理技術者の専任配置が緩和されている工事であれば、民間工事であっても兼任することができます。元請としての職務が適正に遂行できる範囲で、2件まで兼任が可能です。
Q6	特例監理技術者の兼任する工事が1件しゅん工したため、新たに契約する別工事を兼任できますか？
A6	特例監理技術者は、同時に2件まで兼任することができます。新たに契約する工事にて監理技術者の専任配置の緩和要件を満たしている場合、特例監理技術者として兼任することができます。
Q7	現在施工中の横浜市発注工事に特例監理技術者を配置させたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A7	改正建設業法の施行日である令和2年10月1日以降に行う契約の申込みの誘引(公告、指名通知又は見積依頼)に係る契約については、履行中の工事において監理技術者の専任配置の緩和が認められているかどうかご確認をお願いします。専任配置が緩和されている場合は、まず工事監督課と打合せし、監理技術者から特例監理技術者への変更日等を協議してください。 工事監督課との協議が完了したら、特例監理技術者及び監理技術者補佐の資格審査を行いますので、契約第一課まで必ずご連絡ください。
Q8	特例監理技術者の配置を認めないのはどのような場合ですか？
A8	工事難易度が高く、監理技術者が兼任することで、品質に影響を及ぼすことが懸念される工事(主に WTO 対象工事等)、技術習得を目的とした工事(技術修得型共同企業体対象工事)、配置技術者に技術者実績を要求している工事等で、監理技術者の専任配置の緩和を適用しないことがあります。なお、監理技術者の専任配置の緩和を適用しない場合は、入札公告に記載しますので、必ずご確認ください。
Q9	施工中の工事の監理技術者を特例監理技術者へ変更する場合、技術者の途中交代にあたりますか？
A9	監理技術者を特例監理技術者に変更する場合は技術者の途中交代にはあたりません。しかし、監理技術者補佐を追加で配置する必要があるため、資格審査資料を再提出いただく必要があります。資格審査資料の提出許可を行うため、契約第一課まで必ずご連絡ください。

(次ページへ続く)

Q10	監理技術者の専任配置の緩和について、JV 工事や単体工事等による違いはありますか？
A10	単体工事、共同企業体対象工事に関わらず、監理技術者の専任配置が緩和されている場合、2つの現場まで兼任することが可能です。ただし、共同企業体対象工事の場合には、特例監理技術者と監理技術者補佐が同一企業に所属している必要があります。なお、共同企業体の構成員の配置技術者についても、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することで専任配置の緩和が適用されます。
Q11	横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第4条の2第1号に規定する技術者は、専任配置の緩和対象となりますか？
A11	なりません。 当該工事の配置予定技術者とは別に1人以上(当該調査対象者が特定建設共同企業体の場合においては、代表者となる構成員から1人以上)専任で配置する必要があります。

#### 【監理技術者補佐について】

Q12	監理技術者補佐の資格要件を教えてください。
A12	監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。
Q13	現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼任することができますか？
A13	同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼任することができます。

(次ページへ続く)

Q14	<p>履行中の本市発注工事について、現場代理人を監理技術者補佐と兼任させたい場合、どのような手続きが必要ですか？</p>
A14	<p>監理技術者補佐としての資格審査を行う必要がありますので、契約第一課まで必ずお問合せください。</p> <p><b>【必要書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式) 第6号様式は1枚使用し、「1 技術者」欄に監理技術者補佐の氏名等必要事項を記載してください。なお、現場代理人もあわせて変更する場合は、同「2 現場代理人」欄に変更後の新しい現場代理人についての必要事項を記載してください。<sup>※1</sup></li> <li>(2) 配置する監理技術者補佐の資格を証明する書類(①主任技術者要件を満たすことを確認できる書類(国家資格等)+②一級技術検定(第一次検定)合格証明書の写し)<sup>※2</sup></li> <li>(3) 配置する監理技術者補佐の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等)</li> <li>(4) 配置技術者・現場代理人変更理由書(参考様式) 「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードできます。様式を使用しない場合は、契約番号・工事名・監理技術者補佐の氏名と配置する日がわかる書類を提出してください。</li> </ul> <p>※1 6号様式の具体的な記載方法については別紙記載例をご覧ください。</p> <p>※2 一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、(2)の資料提出にあたっては、主任技術者要件も満たすことを証明する必要があります。</p>
Q15	<p>履行中の本市発注工事について、監理技術者補佐を途中交代させたい場合、どのような手続きが必要ですか？</p>
A15	<p>監理技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。)の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合等以外の理由では認めていません。</p> <p>上記の理由等によりやむなく交代を求める場合、まずは工事監督課と打合せし、交代について了承を得てからコリンズ上の変更日等を協議してください。その後、協議が完了したら契約第一課までご連絡ください。その後の変更手続きは技術者交代の手続きと同様です。</p>
Q16	<p>履行中の本市発注工事について、監理技術者補佐が監理技術者の資格を取得したので、当該案件の監理技術者に変更することはできるか？</p>
A16	<p>監理技術者等の途中交代は、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)に準拠し、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合等以外の理由では認めていません。そのため、資格取得に伴う途中交代は認められません。</p>

(第6号様式その1)

## 2枚目記載例

令和〇年●月×日

(申請先)  
横浜市契約事務受任者

## 配置技術者・現場代理人(変更)届出書

(共同企業体の場合は共同企業体名)

(共同企業体の場合は代表者)	所 在 地
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 職 氏 名	
業 者 コ 一 ド	

1枚目と同様

契約番号		工事担当課	
工事名		1枚目と同様	
(工期)	契約締結の日から	令和 年 月 日	まで

上記工事の配置技術者及び現場代理人について、次のとおり届出します。

この届出書及び添付書類の記載内容は全て事実と相違なく、配置技術者及び現場代理人は、本工事の公告に定められた入札参加資格要件を満たしており、かつ、建設業の許可における経営業務管理責任者でないことを誓約します。また、建設業の許可における営業所の専任技術者を、専任配置が必要な技術者及び現場代理人として配置していないことを誓約します。なお、契約の締結前に本誓約に違反した場合は、本工事請負契約の締結を辞退します。

## 1 技術者

役職 主任 技術者	フリガナ 会社名		業者コード	
	経営者 の氏名	監理技術者 の氏名	管 理 名	
監理 技術者	フリガナ 氏名	ケイク カタウ 契約 補佐太郎	配置予定技術者調査 からの技術者変更 (WTO対象工事)	有・無
	資格を証明する書類	□監理技術者資格者証(交付番号) ■国家資格等(名称) 二級土木施工管理技士 (番号) C999999999 □実務経験年数 年 月 ※経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等を添付してください。		
その他 監理技術 者補佐	雇用開始年月日 及び雇用関係が 確認できる書類	雇用開始年月日 平成 30年1月1日 ■健康保険被保険者証(※国民健康保険は除く)又は雇用保険被保険者証 □その他( )		
	他の工事の 従事状況 有・無	工事名 発注機関 □横浜市(契約番号: ) 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 □現場代理人・□主任(監理)技術者・□その他( )		
他の工事の従事状況 「有」の場合は、右に従事中の工事をご記入ください	工事名 発注機関 □横浜市(契約番号: ) 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 □現場代理人・□主任(監理)技術者・□その他( )			

## 2 現場代理人 ※本工事における技術者との兼任 (する・しない)

フリガナ 氏名	現場代理人と兼任させる場合は、「する」を丸込み	(JVの場合) 現場代理人の 所属する会社名	
雇用開始年月日 及び雇用関係が 確認できる書類	雇用開始年月日 年 月 日 □健康保険被保険者証(※国民健康保険は除く)又は雇用保険被保険者証 □その他( )		
他の工事の 従事状況 有・無	工事名 発注機関 □横浜市(契約番号: ) 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 □現場代理人・□主任(監理)技術者・□その他( )		
	工事名 発注機関 □横浜市(契約番号: ) 工期 年 月 日 ~ 年 月 日 従事役職 □現場代理人・□主任(監理)技術者・□その他( )		

## (備考)

- 共同企業体における代表構成員以外の配置技術者又は低入札調査対象案件における2人目の配置技術者は、第6号様式その2を使用してください。
- 雇用開始年月日及び雇用関係が確認できる書類については該当欄にチェックをし、証明書類の写しを添付してください。なお、「その他」には「住民税特別徴収税額通知書」、「監理技術者証(※所属建設業者欄が記載されているもの)」、「現在事項全部証明書」等が該当します。
- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。
- 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、本様式を2枚使用し、1枚目に特例監理技術者に関する事項を記入し、2枚目は「1 技術者」の「役職欄」の「その他」に「監理技術者補佐」と記載の上、監理技術者補佐に関する必要事項を記入してください。
- 技術者又は現場代理人が3件以上に従事している場合には、別紙で一覧を添付してください。
- 記載内容に虚偽等が判明した場合は、指名停止措置の対象となることがあります。